



佐世保市立 吉井北小学校 いじめ防止基本方針

【保護者・地域の方々へ】

国・県・市の「いじめ防止基本方針」を受けて「吉井北小学校いじめ防止基本方針」を定めています。この方針は、児童が安心・安全して生活できる学校・地域をつくるために「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」「だれもが被害者にも加害者にもなり得る」という共通認識のもと、学校、保護者、関係施設、地域が連携して一体となり、いじめの早期発見、防止、対策に向けて取り組み、いじめ問題を根絶することを目的とすることです。

保護者・地域の方々におかれましては、学校と協力していじめの防止、解決、根絶に取り組んでいただきたいと願っております。

【重点課題】

いじめ0、笑顔あふれる学校に！

思いを伝える（自己表現力） よさや違いを受け入れる（受容力） つながる（人間関係力）

【めざす児童像】

深く考える子 ... いじめを見逃さない子ども
やさしく心ゆたかな子 ... いじめをしない子ども
心と体をきたえる子 ... いじめをゆるさない子ども

いじめ防止対策委員会

【学校関係者】

校長、教頭、生活指導主任、保健主事、養護教諭
特別支援コーディネーター、当該学級担任

【専門家・外部関係者】

・スクールカウンセラー
*必要に応じてSSWを要請

* 定期又は臨時で会を開く

【PTA・地域】

・本校PTA
・学校支援会議
・学校評議員
・民生児童委員、主任児童委員
・学校警察連絡協議会
・補導員連絡会
・しいのき学童保育

【教育委員会】

・学校教育課
・青少年教育センター
【関係機関】
・子ども子育て応援センター
・子ども・女性・障害者支援センター
・警察
・民生児童委員・主任児童委員

【児童会】

・ふれあいの集いへの取組
・人権集会への取組
・ありがとう集会への取組
・ボランティア活動への取組
・学校をよりよくしていく取組
・他人から認めもらえる喜びを実感できる取組

（いじめの定義）第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめの禁止）第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（保護者の責務等）第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うように努めることとする。

『いじめ防止対策推進法』より抜粋

いじめ根絶に向けての本校の具体的な取組

いじめの防止

（１）校内指導体制の確立

- ・遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、管理職に報告する。
- ・「いじめ対策ハンドブック」「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」、別添＜参考資料＞事例研究等による教職員のいじめ問題に対する指導力、観察力や対応力の向上に努める。

（２）いじめを自分たちの問題ととらえることができる児童の育成

- ・自他を認め合い一人一人が必要とされ、居場所のある学校生活を構築する。
- ・人権教育の充実を図り、自己肯定感や社会性を培い、共感的人間関係を育成する。
- ・いじめ防止や生命尊重等をねらいとした「**特別の教科 道徳の時間**」の指導や取組を実践する。
- ・児童会活動など、児童が主体的に取り組む活動を計画的に仕組んでいけるように努める。

（３）地域・家庭との連携

- ・いじめ防止のための取組を、児童、保護者、地域住民に周知し、学校評価などで、計画的かつ継続的に点検・評価に取り組む。

いじめの早期発見

（１）情報収集

- ・児童、保護者からのいじめ等の相談があった場合は真摯に傾聴する。
- ・校内に児童や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備していく。
- ・児童の生活実態について、定期的なアンケート調査や個別面談など、きめ細かな把握に努める。

（２）情報の共有

- ・一人で抱え込まず「いじめ対策委員会」に報告する。
- ・児童のささいな変化や問題に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有できるよう「児童理解支援システム」を活用する。分かる限りくわしい記録（5W1H）を残す。

（３）関連機関との連携

- ・PTAや地域関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築していく。

いじめに対する措置

（１）組織的な対応

- ・いじめと疑われる行為を発見したり、児童・保護者からの相談があったりした場合は、一人で抱え込まず、「いじめ対策委員会」へ報告し、情報を共有する。委員会が中心となり速やかに指導・支援体制を組む。
- ・いじめを知らせてきた児童の安全を確保し、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。

（２）児童への指導・支援

いじめられた側

- ・子どもの気持ちを受け入れる。「今までよく我慢したね」「悲しかったね」「つらかったね」
- ・子どもの言葉を信じ、親の思いを受け止める。
- ・子どもの味方だと伝える。「いつでも、あなたの味方だ」「いつでも声をかけてね」

いじめた側

- ・職員で手分けをし、加害児童（被害児童双方）から「迅速に」「別室で」「個別に」聞き取りを行う。
- ・「いつ・どこで・だれと・なぜ・どのように」をはっきりさせ、曖昧さがないように記録する。
- ・聞き取った内容のすり合わせを行い、食い違いがあれば再調査する。
- ・必要に応じて周りの児童にもアンケートを行い、証言を集める。
- ・加害児童に心理的孤独感・疎外感を与えないよう配慮する。

（３）保護者への対応

- ・いじめの事実がはっきりしたら、双方の保護者へ迅速に連絡し、事実説明をしっかりと行う。

（４）その他

- ・いじめ行為の背景にも目を向け、いじめの再発防止に努める。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大をさけるために、直ちに削除する措置をとる。必要に応じ、警察や法務局との適切な連携を図る。

